

CONTENTS

- 企業法務コラム 改正育児・介護休業法にご注意を!
- 顧問チャット活用事例 社内でのSNS投稿に関するルール策定
- グレイス・ニュース WEBサイトに労働コラムを掲載しています

TOPICS  企業法務コラム

改正育児・介護休業法にご注意を!

弁護士
大武 英司



今年4月及び10月に改正育児介護休業法が施行されます。この改正法は労働者を雇用する事業主の方全てに影響のある内容になっております。本コラムでは、4月に施行される改正点のうちのいくつかをご紹介します。

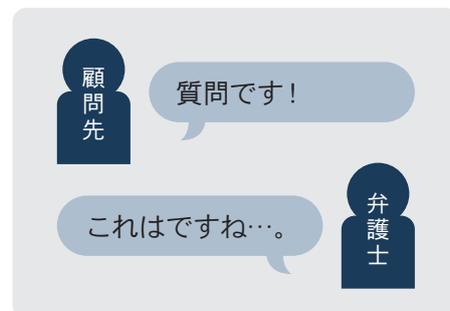
まず、子の看護休暇取得に関する改正です。これまで労使協定によって看護休暇取得が可能な労働者を継続雇用期間6ヶ月以上に限ることが認められていましたが、同制度が廃止され、雇用継続期間に関わりなく子の看護休暇を取得させることとなりました(この点は介護休暇取得の場合も同様になりました)。また、対象となる子の範囲が小学校3年生終了までに拡大されたこと、取得事由も子の傷病だけでなく学級閉鎖や入学式にまで拡大されたこと等が大きな変更点です。

また、介護離職防止に関する措置につき義務化された事項が複数あります。介護離職防止のための雇用環境整備として、研修の実施や相談窓口の設置、事例の収集・提供や利用促進に関する方針の周知のうち、いずれかの措置をとることが義務化されました。加えて、介護離職防止のために労働者に対して個別周知や意向確認を行うことも義務化されています。

以上は改正点のうちの一部に過ぎません。今回の改正は、上記の変更により就業規則を改訂しなければならないだけでなく、労働者への周知制度等、実働にも影響を与える内容になっておりますので、不明な点がございましたら弊所までご相談ください。

オンライン相談 「顧問チャット」

弁護士法人グレイスでは、「Chatwork®」を導入し、顧問先の皆様と繋がっています。チャットなので時間を気にすることなく、いつでも相談事項を送信することができます。チャットルームには企業法務を担当する弁護士が入室しており、質問にお答えしています。



はじめての顧問チャット 開通までのかんたん3ステップ

STEP

1

アカウントの作成

右のQRコードからご自身のアカウントを作成してください。



https://www.chatwork.com/service/packages/chatwork/pre_register.php

STEP

2

グレイス事務局へ連絡

①登録メールアドレス、②チャットワークIDをグレイス事務局へメールでご連絡ください。※連絡先メールアドレス: kigyo@grace-law.jp

STEP

3

グループチャットルーム開設

グレイス事務局が顧問先様専用グループチャットルームを作成します。顧問先様からのチャットでのご質問に対応するほか、グレイスからのお知らせ等もご連絡いたします。



「顧問チャット」を現状で導入されていない顧問先様におかれましては、ぜひ導入をご検討ください。

「顧問チャット」は、顧問料をお支払いいただいているすべての顧問先様にご利用いただけるサービスです。

顧問チャット活用事例



いつでも気軽に弁護士に相談できる「顧問チャット」で
いただいた興味深い内容をご紹介します。

vol.
61

社内での SNS 投稿に関するルール策定



相談者
X社様

お世話になっております。社内で従業員の SNS 投稿に関する
ルールを作成したいのですが、どのような点に注意すべきでしょ
うか？

お世話になっております。SNS 投稿に関するルール策定では、以下
のポイントを明確にすることが重要です。

- 1 会社の信用を損なう投稿の禁止**：機密情報の漏洩や誹謗中傷な
どを防ぐため、禁止される具体例を提示しましょう。御社の顧客情
報等の業務上の機密情報や、社名や従業員個人が特定されるよう
な内容の誹謗中傷の投稿の禁止が具体例として考えられます。
- 2 業務時間中の利用制限**：職務専念義務を根拠に、適切な利用ルー
ルを設けることが望ましいです。特に、業務時間中の移動時間や
待機時間において SNS 利用が行われがちなので、これ
らの時間の利用制限規定を設けることの検討が必
要となります。
- 3 懲戒処分の可能性**：違反時の対応を明確にし、従
業員に周知することが必要です。



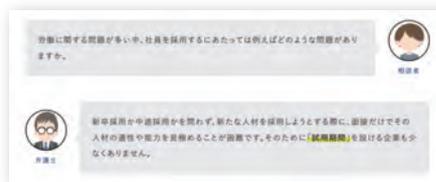
回答した弁護士

弁護士
菅原 崇

詳細をお打ち合わせで詰めることも可能ですので、
ご都合のよい日程をお知らせください。

| WEBサイトに労働コラムを掲載しています

弁護士法人グレイス企業法務サイトに、労働問題や労働法に関するコラムを掲載しています。相談者と弁護士の会話形式で、分かりやすく執筆しているので、ぜひご覧ください。



人気のコラム

- 💡 就業規則等の変更の必要性
<https://www.kotegawa-law.com/column/6504/>
- 💡 新入社員を採用したときには要注意! ~試用期間と経歴詐称~
<https://www.kotegawa-law.com/column/5178/>
- 💡 変形労働時間制について
<https://www.kotegawa-law.com/column/5949/>



顧問先の皆様に新たな顧問サービスをご提供します

役員の任期満了 お知らせサービス

無償

当事務所が貴社の役員の方々の任期を管理し、任期満了前に事前にお知らせするサービスです。

- 役員の任期満了時期が把握できていない
- 役員の再任登記を怠ったことがある
(注: 100万円以下の罰金になることがあります)



※1 登記手続は含まれません。ただし有償でお引き受けすることはできません。

※2 当サービスをご利用いただく場合は、貴社の定款をご提供していただきます。

全ては依頼者の最大の利益の為に
契約書、債権回収、労務問題、会社法の相談、また、事故や離婚の相談なども幅広く対応します。

NEW

企業法務部専用ダイヤル
法律相談のご予約はこちら!



0120-77-9014

※これまでのフリーダイヤル 0120-100-129 にも繋がります。

受付時間: 平日9:00~18:00

※緊急案件については土日でもご対応
できる場合があります



弁護士法人グレイス
mail: info2@grace-law.jp
https://gracelaw.jp/

〈東京事務所〉
〒105-0012 港区
芝大門 1-1-35-4階
Tel 03-6432-9783

〈神戸事務所〉
〒651-0088 神戸市
中央区小野柄通 5-1-27-2階
Tel 078-862-3764

〈福岡事務所〉
〒812-0011 福岡市
博多区博多駅前 4-2-1-7階
Tel 092-409-8603

〈熊本事務所〉
〒860-0801 熊本市
中央区安政町 8-1-6-4階
Tel 096-245-7317

〈鹿児島事務所〉
〒890-0046 鹿児島市
西田 2-27-32-4-7階
Tel 099-822-0764

〈長崎事務所〉
〒850-0033 長崎市
万才町 7-1-8階
Tel 095-895-5557